

---

「金融商品取引法」対応状況調査結果について

---

日証協・平20.4.15

---

本協会では、平成19年11月より、金融商品取引法への協会の対応状況を把握するとともに、その態勢整備への主体的取組みを促す観点から、当該対応状況について、書面による一斉調査を実施し、また、本協会が選定した一部の協会員に対し、現地による調査を実施したところであるが、平成20年4月15日、以下のとおり調査結果を取りまとめ、公表した。

## 「金融商品取引法」対応状況調査結果【概要】

平成20年4月

日本証券業協会

### 調査目的

平成19年9月30日施行の金融商品取引法（以下、「金商法」という。）において、利用者保護等に係る法制面の整備が図られたが、同法への協会の対応状況を把握するとともに、その態勢整備への主体的取組みを促す観点から実施した。

### 調査方法

#### 1．オフサイト調査

平成19年12月1日現在の金商法に係る対応状況について、平成19年12月、書面アンケート形式で協会員（会員及び特別会員）全社を対象に調査した。

#### 2．オンサイト追加調査

平成20年1月から3月にかけて、個人投資家を顧客としている協会員を中心にサンプル的に対象会社を選定し、実地形式で調査した（会員・・・30社、特別会員・・・20社）。

### 調査結果の概要

#### 1．金商法対応に係る態勢整備状況

各社とも積極的に情報収集を行っていたが、金商法施行前、施行直後は、準備期間が短かったこと及び実務に則した具体的な情報が不足していたこと等から、十分な対応ができなかった又は対応が遅れが生じていた会社が多かった。

しかし、その後、本協会からのQ & Aや様式モデルの公表を受け、各社の対応が進んだこと等により、オンサイト追加調査の時点では、情報不足の状況及び対応の遅れ等は解消したとする会社が多かった。

## 2．新たな規制に対する対応状況

特定投資家と一般投資家の振り分け、契約締結前交付書面等の作成及び広告等規制への対応等に苦労したとする会社が多かったものの、これらを含めて、オンサイト追加調査の時点では、対応はほとんど完了させている会社が多かった。

契約締結前交付書面等の交付の際に係る顧客への説明については、インターネット取引等を除きほとんどの会社で行われており、会社によってバラつきはあるが、商品説明の時間とあわせ、特別会員は1時間～1時間30分程度、会員は新規顧客で30分～1時間程度、株式の取引を従前から行っている顧客で3分～10分程度の時間をかけている会社が多かった。なお、金商法施行直後に比べて、その後、時間を短縮している会社もあった。

業務等に関する帳簿書類等のシステム整備については、オンサイト追加調査の時点においてもシステム委託会社の対応待ちの会社が多く、また、最終的な対応完了予定時期は平成20年6月～9月としている会社が多かった。

## 3．顧客の反応等（協会員に寄せられたもの）

商品説明、リスク説明、手数料の説明を十分にしてもらえるのはありがたい、また、説明ぶりが丁寧になってありがたい、理解したかどうか確認していただけるのはありがたいとの顧客からの反応があった。

一方で、特別会員の顧客を中心に、新たな取引を行う際に時間がかかりすぎる、望んでもいないのに商品説明・リスク説明が行われる、自分の資産等をなぜ教えなくてはならないのか等の反応があった。

## 4．協会員の反応等

短かった準備期間に対しては、担当者の時間外労働、休日勤務、派遣社員の採用等で対応したとする会社が多かった。また、対応費用がかかった、人員確保が困難だったとする会社が多かった。

【注】本結果におけるコメントは、あくまでも調査内容の結果であり、法令・諸規則の解釈あるいはミニマム・スタンダード、ベスト・プラクティス等を示したものではない。

以 上

## 「金融商品取引法」対応状況調査結果

平成20年4月  
日本証券業協会

### 調査目的

平成19年9月30日施行の金融商品取引法（以下、「金商法」という。）において、利用者保護等に係る法制面の整備が図られたが、同法への協会の対応状況を把握するとともに、その態勢整備への主体的取組みを促す観点から実施した。

### 調査方法等

#### オフサイト調査

- (1) 平成19年12月1日現在の金商法に係る対応状況について、平成19年12月、書面アンケート形式で会員、特別会員全社を対象に調査した。
- (2) 回答社数・・・会員 277社（平成19年12月1日現在の会員数 316社）  
特別会員 185社（平成19年12月1日現在の特別会員数 222社）

【注1】本調査においては、「特別会員」についても「会員」同様、「会社」・「社」という文言を使用している。

- (3) 会員のうち「リテール」欄の数字は、本協会の「リテール証券評議会参加会社」（99社中93社が回答）の集計である。

【注2】「リテール証券評議会」は、全国のリテール業務を行っている会員のうち、参加を希望する会社で構成されている評議会である。

- (4) 会員のうち「資本金別」欄の数字は、回答のあった277社を、資本金別に振り分け集計したものである。

5億未満・・・資本金5億円未満の会員 107社  
50億未満・・・資本金5億円以上、50億円未満の会員 110社  
50億超・・・資本金50億円超の会員 60社

- (5) 「特別会員」については、登録金融機関業務に係る対応状況の回答である。

- (6) 数字の単位は「%」である。回答項目ごとに小数点第2位を四捨五入している。このため、合計が100%を超える又は満たない場合がある。

#### オンサイト追加調査

- (1) 平成20年1月から3月にかけて、個人投資家を顧客としている協会員を中心にサンプル的に対象会社を選定し、実地形式で調査した。
- (2) 調査対象会社数・・・会員 30社（会社規模、業態（対面・インターネット）、地域等を勘案し選定）  
特別会員 20社（会社規模、業態（銀行・信用金庫・保険）、地域等を勘案し選定）

【注】本結果におけるコメントは、あくまでも調査内容の結果であり、法令・諸規則の解釈あるいはミニマム・スタンダード、ベスト・プラクティス等を示したものではない。

調査結果

1. 金商法対応に係る態勢整備状況

(1) 対応部署及び担当者等について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
37.9	37.6	34.6	36.4	46.7	36.2	a. 専門の部署を置いて対応している。 (施行時にはおいていたが、現在は置いていない場合を含む) (プロジェクトチーム、ワーキンググループ等を設置して対応した場合を含む。)
18.1	17.2	20.6	11.8	25.0	35.7	b. 専門の部署は置いていないが、部店ごとに専門の担当者を置いている。 (施行時には置いていたが、現在は置いていない場合を含む)。
40.8	38.7	43.0	49.1	21.7	23.8	c. 特に専門の部署、専門の担当者は置いていない。
1.4	4.3	0.9		5.0	1.6	d. 専門の部署は置いておらず、専門の担当者を置くかどうかは、部店ごとの対応に任せている。
1.8	2.2	0.9	2.7	1.7	2.7	e. その他

【オンサイト追加調査結果より】

専門部署やプロジェクトチーム等の設置の有無に関わらず、各社とも社内の「連絡会」等を頻繁に開催し、担当者間の情報交換をスムーズに行っていた。

会社規模の大きな会社はプロジェクトチーム、ワーキンググループを設置しているところが多く、会社規模の小さな会社は既存の部署が対応しているところが多かった。

(2) 対応スケジュールの作成について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
52.0	51.6	37.4	50.9	80.0	73.5	a. 全社的なスケジュールを作成している。
2.2	2.2	2.8	1.8	1.7	13.0	b. 部店ごとにスケジュールを作成している。
42.6	45.2	59.8	41.8	13.3	9.2	c. 特にスケジュールは作成していない。
2.5	1.1		3.6	5.0	4.3	d. 全社的なスケジュールは作成しておらず、部店ごとに作成するかどうかは、部店ごとの対応に任せている。
0.7			1.8			e. その他

(「スケジュールを作成している」会社に対しての追加質問 進捗状況)

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
37.6	35.8	40.0	28.1	47.1	55.7	a. 順調に進んでいる(対応が完了した場合を含む)。
61.2	62.3	58.0	70.3	52.9	43.7	b. 若干の遅れはあるが、問題はないと考えている。
1.2	1.9	2.0	1.6		0.6	c. 大幅に遅れている。
						d. 進捗状況についてはフォローしていない。
						e. その他

【オンサイト追加調査結果より】

「特にスケジュールは作成していない」会社においても、対応状況に係る進捗は確認している会社が多かった。その際、大幅に遅れたと認識している会社はなかった。

会員で「特にスケジュールを作成していない」会社は、会社規模の小さな会社あるいは業務の特性上金商法対応があまり必要のない会社に多かった。

スケジュールどおりにいかなかった部分としては、契約締結前交付書面等への対応、特定投資家制度への対応、業務に関する帳簿書類等への対応等であった。

(3) 情報収集について

【オフサイト調査結果より】

(情報収集全般)

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
26.8	14.0	25.5	16.4	48.3	32.4	a. 順調に進んでおり、十分な情報量を得ている。
69.2	80.6	70.8	78.2	50.0	63.2	b. 概ね順調に進んでいるが、十分な情報量ではない。
4.0	5.4	3.8	5.5	1.7	3.2	c. 情報収集に手間取っており、情報量が不足している。
					1.1	d. 個々の担当者に任せており、情報収集状況についてはフォローしていない。
						e. その他

(協会等が実施した各種説明会)

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
65.7	74.2	62.6	70.0	63.3	48.1	a. ほとんどすべての説明会に参加している。
30.0	22.6	32.7	26.4	31.7	50.3	b. 説明内容、講師等を勘案し、必要と思われる説明会には参加している。
3.6	2.2	4.7	3.6	1.7	1.1	c. 都合がつけば参加しようと考えているが、あまり参加できていない。
					0.5	d. 個々の担当者に任せており、参加状況についてはフォローしていない。
0.7	1.1			3.3		e. その他 (協会の各種ワーキングに参加しているため、説明会には参加していない。)

(行政機関等のホームページ、協会W A N等からの情報)

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
52.7	55.9	43.9	45.5	81.7	53.3	a.ほとんどすべての情報を収集し、目を通してている。
44.4	40.9	50.5	53.6	16.7	43.5	b.業務に重要なものだけ選択して情報を収集し、目を通してている。
2.9	3.2	5.6	0.9	1.7	2.7	c.できるだけ情報収集を図ろうとしているが、あまり目を通していない。
					0.5	d.個々の担当者に任せており、情報収集状況についてはフォローしていない。
						e.その他

【オフサイト調査時の意見より】

政府令、金融庁のパブリックコメントの回答、自主規制規則等の公表等から、金商法施行までの期間が短かった。

法令等(パブリックコメントの回答を含む)の解釈で不明確なものが多かった(例:広告、実質的な説明義務、特定投資家制度)。また、弁護士等の間でも解釈が割れ、振り回された。パブリックコメントで「個別に判断されるべき事項」と書かれてしまうので対応が難しかった。金融庁、協会に問い合わせても不明確な回答が多かった。

旧法と新法との対比関係が分かりづらかった(どこが改正されたかわからなかった)。

実務対応的な様式やマニュアルのモデル、Q & A、具体的な実務対応例等の情報が少なかった。

各種の説明会について、総論的な話が多く、各論的な話、実務面に則した話もっと行ってほしかった。

そもそも何を対応してよいのかわからなかった(いつまでにこれを行ってほしいということを明確に示してほしかった)。

【オンサイト追加調査結果より】

各社とも積極的に情報収集を行っているが、金商法施行前の準備段階及び施行直後の時点では、実務に則した具体的な面での情報が不足していたとする会社が多かった。しかし、その後、協会からQ & Aや契約締結前交付書面・社内規則等のモデルが公表されたこと及び各社の情報収集が進んだことにより、オンサイト追加調査時点では情報不足の状況は解消したとする会社が多かった。

情報が不足していた部分は、金融庁及び本協会への問い合わせ、または母店からの情報で対応していた会社が多いが、弁護士に相談をしていた会社もあった。

情報が不足していた分野については、広告等の規制、特定投資家制度、契約締結前交付書面、実質的な説明義務、業務に関する帳簿書類、みなし登録申請手続きに係るものであった。

(4) 役職員に対する研修について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
76.5	84.9	70.1	72.7	95.0	91.4	a. 金商法施行前に実施した(施行後に追加的に実施した場合を含む)。
14.1	10.8	16.8	16.4	5.0	3.8	b. 金商法施行前には実施できなかったが、その後実施した。
7.9	4.3	10.3	10.0		4.3	c. 特に研修は実施していない。
						d. 部店ごとに任せているので、実施状況についてはフォローしていない。
1.4		2.8	0.9		0.5	e. その他

【オフサイト調査時の意見より】

準備期間が短かったため、社内研修の時間が十分にとれなかった。また、金商法施行前の研修は、法令等の具体的な解釈が不明確なこと等もあり、実務的な対応フローまで踏み込めず、内容の充実が図れなかった。

【オンサイト追加調査結果より】

大多数の会社において、金商法施行前あるいは施行後すぐに研修を実施した。

研修は一度ではなく、時期を変えて数回行っている会社が多かった。また、これまでの対応状況を検証、分析し、今後も研修を重ねるという会社が多かった。

(5) 業務マニュアル等の改訂について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
12.3	11.8	10.3	7.3	25.0	55.1	a. 金商法施行前に改訂した。 (概ね金商法施行前に改訂し、一部は施行後に改訂した場合等を含む。)
44.0	38.7	39.3	47.3	46.7	28.1	b. 金商法施行前には改訂できなかったが、その後改訂した。 (概ね金商法施行後に改訂し、一部は施行前に改訂した場合等を含む。)
33.6	43.0	37.4	37.3	20.0	12.4	c. 改訂しなければならない部分があると認識しているが、改訂していない。 (概ね未改訂であるが、一部は改訂済み又は改訂中の場合等を含む。)
						d. 改訂しなければならない部分があるかどうか、把握していない。
10.1	6.5	13.1	8.2	8.3	4.3	e. その他 (現在、改訂中である。) (改訂の必要がない。) 等

【オフサイト調査時の意見より】

本協会からの社内規則モデルの通知が施行後にずれこみ、施行前に対応ができなかった。

【オンサイト追加調査結果より】

オフサイト調査時点(平成19年12月1日時点)で業務マニュアル等の改訂が終わっていない会社においても、その後、改訂が完了している会社が多かった(平成19年12月末から20年3月末に改訂を完了させた会社が多かった)。

本協会からの社内規則モデルの公表を受け、社内規則や業務マニュアル等の改訂作業が進んだという会社が多かった。

(6) 社内監査について

【オフサイト調査結果より】

(金商法対応状況の社内監査)

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
19.5	29.0	10.3	19.1	36.7	57.3	a.すでに行っている。
17.7	12.9	7.5	25.5	21.7	11.4	b.まだ行っていないが、今後行う予定であり、そのスケジュールも決定している。
54.2	53.8	65.4	50.0	41.7	28.1	c.今後行う予定であるが、まだスケジュールは決定していない。
7.6	3.2	15.0	4.5		2.2	d.現時点では行う予定はない。 (社内監査を実施していない場合を含む。)
1.1	1.1	1.9	0.9		1.1	e.その他

(監査規則、監査マニュアル等の改訂)

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
14.1	12.9	6.5	16.4	23.3	42.2	a.すでに改訂している。
51.3	69.9	48.6	54.5	50.0	37.3	b.まだ改訂していないが、改訂の必要があることは認識している。
24.2	15.1	27.1	22.7	21.7	10.8	c.改訂の必要性について、現在検討中である。
1.4		2.8	0.9		2.2	d.改訂の必要性について、検討していない。
9.0	2.2	15.0	5.5	5.0	7.6	e.その他 (現在、改訂中である。) (従前の監査規則、監査マニュアルで対応可能なため、改訂しない。) (監査規則、監査マニュアル等がない。) 等

【オンサイト追加調査結果より】

金商法で新たに規制対象となった部分について、多くの会社で社内監査を行っており、その中でも契約締結前交付書面の交付状況、広告等規制への遵守状況、適合性の原則の遵守状況、実質的な説明義務の履行状況、特定投資家制度への対応状況等の監査を実施している会社が多かった。また、平成20年度以降、実施するという会社も一部にあった。

社内監査を実施した会社においては、金商法で新たに規制対象となった部分について、大きな問題は認められていなかった。

(7) 経営陣（取締役会等）への報告について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
53.1	51.6	54.2	51.8	53.3	36.2	a. 定期的に報告を行っている。
45.8	47.3	43.9	47.3	46.7	60.0	b. 定期的ではないが、報告した実績はある。
0.4			0.9		1.6	c. 報告した実績はない。
						d. 報告しているかどうか把握していない。
0.7	1.1	1.9			2.2	e. その他

【オンサイト追加調査結果より】

社長等の経営陣から指示が出ていた会社にあつては、スケジュールに沿って対応を進めるように、社内の連携をとって進めるように、職員によく周知しておくように等の指示が多かった。

2. 新たな規制に対する対応状況

(1) 投資家のいわゆるプロ・アマの振り分けについて

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
40.4	41.9	27.1	36.4	71.7	23.2	a. 金商法施行前に、プロ・アマの振り分け、「一般投資家に移行可能な特定投資家」に対する「移行の申出ができる」旨の告知をほとんど完了させた。 (振り分けの結果、「一般投資家に移行可能な特定投資家」がいなかった場合を含む。以下同じ)。
23.8	36.6	14.0	35.5	20.0	8.6	b. 金商法施行後に一部ずれこんだが、プロ・アマの振り分け、「一般投資家に移行可能な特定投資家」に対する「移行の申出ができる」旨の告知をほとんど完了させた。
2.9	3.2	3.7	3.6		1.6	c. プロ・アマの振り分けは完了させたが、「一般投資家に移行可能な特定投資家」に対する「移行の申出ができる」旨の告知はあまりできていない。
13.7	8.6	24.3	10.0	1.7	57.3	d. あらかじめプロ・アマの振り分けは行わず、個々の投資家ごとに、金商法施行後に初めて金融商品取引契約を締結する際、プロ・アマの振り分け及び告知を行うことで対応している。
19.1	9.7	30.8	14.5	6.7	9.2	e. その他 (あらかじめプロ・アマの振り分けを行ったうえで、個々の投資家ごとに、「一般投資家に移行可能な特定投資家」が金商法施行後に初めて金融商品取引契約を締結する際、告知を行うことで対応している。) (大多数の顧客がアマのため、一律的にアマとして対応している。) (すべての顧客が適格機関投資家と認識しているため、振り分け自体を行わない。) 等

#### 【オフサイト調査時の意見より】

プロ・アマの振り分けについて、どの投資家が特定投資家に該当するかの振り分け作業が大変だった。また、海外の顧客について、法人か個人かを識別するのが大変であった。顧客区分を変更した顧客については、更新手続きが必要なことから、今後同様の作業が必要となり負担が大きい。

プロ・アマの振り分けの際、「発行体」(引受)としては「プロ」であるが、「運用者」(投資)としては「プロ」である自信がないという企業への対応が難しい。

インターネット取引の場合については、一律的な「アマ」対応を認めてほしい。

「一般投資家に移行可能な特定投資家」に対して、1年ごとに告知を行わなくてはならないことは、負担が大きい。

発行体が一般投資家に移行可能な特定投資家の場合において、シンジケート団を組成し、引受を行う場合において、多数の金融機関が当該発行体に重複して告知が行われることとなり、非合理的である(例：共同発行公募地方債)。

#### 【オンサイト追加調査結果より】

「金商法施行後の初回の契約の際に告知を行う」としてオフサイト調査の回答を「d」としている会社においても、あらかじめプロ・アマの振り分けだけは行っているところが多く認められた。

「一般投資家に移行可能な特定投資家」については、会社によって対応のバラつきがあるが、対象顧客のうち1割程度の投資家が一般投資家に移行していた。なお、移行に伴う顧客との手続きについては、すべての会社がスムーズにいったとしている。

「特定投資家に移行可能な一般投資家」については、会社によって対応が分かれており、投資家からの申請があった場合に審査を経た上で「プロ成り」を認める会社、原則「プロ成り」は認めないとしている会社があったほか、対象となる顧客がいないことから、対応を決めていない会社もあった。

「プロ成り」を認める会社については、資産(純資産、金融資産、預り残高等)3億円以上、取引経験1年以上という基準を策定しているところが多かった。また、「プロ成り」の実績は少数であった。

少数であるが、全ての顧客に対して一律的に「アマ」対応している会社あるいは適格機関投資家以外の顧客は一律的に「アマ」対応している会社があった。なお、一律的な「アマ」対応を行っていることに関し、顧客からの苦情は寄せられていないとのことであった。

事業会社について適格機関投資家に該当するか判断がつかず振り分けが遅れている会社、振り分けそのものを行っていない会社、振り分けは行っているものの告知が遅れている会社がそれぞれ少数あった。

(2) 契約締結前交付書面等の交付について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
27.1	31.2	15.9	29.1	43.3	11.4	a. 既存顧客について、金商法施行前に、ほとんど交付を完了させた。
44.8	59.1	43.0	51.8	35.0	16.8	b. 既存顧客について、金商法施行後に、ほとんど交付を完了させた。
7.9	9.7	11.2	4.5	8.3	7.0	c. 既存顧客について、まだ交付は完了していないが、当該書面交付に係る経過期間中に交付を完了させる予定である。
						d. 既存顧客について、まだ交付は完了しておらず、当該書面交付に係る経過期間中をもっても交付を完了させることは難しい。
20.2		29.9	14.5	13.3	64.9	e. その他 【主に会員】 (交付の対象となる顧客が存在しない。) 【主に特別会員】 (金商法施行後、初めての金融商品取引契約締結前に交付している。) (その都度、金融商品取引契約締結前に交付している。) 等

【オフサイト調査時の意見より】

契約締結前交付書面等の作成に多くの時間をとられた。また、たくさんの種類の書面を作成しなくてはならなかった。

契約締結前交付書面等について、記載内容や文字の大きさが細かく定められており、対応が大変であった。また、どこまで書くことを求められているのか判断が困難であった。

他社で購入した有価証券の移管を受ける場合や、相続で有価証券を取得した場合においても、当該有価証券の売却までに当該有価証券に係る契約締結前交付書面等の交付が必要とされており、既に取り扱っていない商品の書面作成等、過剰な負担を強いられた。

契約締結前交付書面等について、交付後1年以内の契約がある場合に交付したこととみなす「いわゆる“みなし交付”」は取引の都度、経過を確認する必要があり、対応が難しい。(一度交付すればその後不要とできる制度があつてよいのではないか。) また、1年間取引が行われていない顧客に、あらかじめ一括送付を行うことも考えられるが、費用面等で負担がかかる。

契約締結前交付書面等の郵送に際し、返戻された郵便への対応が大変だった。

## 【オンサイト追加調査結果より】

会員は、金商法施行前あるいは金商法施行後まもなく、契約締結前交付書面あるいは上場有価証券等書面等を一括送付している会社が多かった。一方、特別会員は、契約締結前交付書面あるいは一体化目論見書を、金商法施行後の初回契約の際、契約締結前に交付している会社が多かった。契約締結前交付書面は有価証券の種類別に作成しており、10種類前後作成している会社が多かったが、取り扱っている有価証券の種類が多い会社の中には、100種類程度作成している会社もあった。

上場有価証券等書面については、会員で株式を取り扱っている会社すべてが使用していた。

一体化目論見書については、投資信託を取り扱っている会社のうち、会員はほとんどの会社が使用していた。一方、特別会員は、一体化目論見書を使用している会社も多いものの、一体化目論見書を使用せずに投資信託用の契約締結前交付書面を使用している会社も多かった。なお、一体化目論見書を使用している会社においては、ファンドごとに目論見書補完書面を作成している会社が多かった。

上場有価証券等書面に係る「1年後」の対応については、過去1年間の取引の有無に関わらずすべての顧客にあらかじめ一括送付を行う予定の会社、過去1年間に取引がなかった顧客だけあらかじめ送付を行う予定の会社に、それぞれ対応が分かれていた。また、過去1年間の取引の有無を検索できるシステムを委託業者に依頼中であり、その出来上がり状況を見て対応を決めるという会社もあった。

過去1年間に取引がなかった顧客にだけあらかじめ送付を行う予定の会社は、取引状況はシステムで管理しているという会社がほとんどであった。また、直近1年間取引がないと発注ロックを行うシステムを組んでいる会社もあった。

会員においては、顧客が同一銘柄の投資信託を買い増す場合において、一体化目論見書等の交付を省略している会社が多いが、特別会員においては、交付を省略せずに再度一体化目論見書等を交付している会社がほとんどであった。なお、交付を省略しない会社において、顧客の申出があれば省略するとしている会社もあった。

契約締結前交付書面等の郵送に際し、住所不明等で返戻された場合、多くの会社で口座にシステム上のロックをかけ、書面未交付での取引受託を防いでいた。ただし、中には担当者に返戻があった旨を伝え、担当者レベルの対応を指示しているだけの会社もあった。

インターネット取引を行っている顧客に対して、契約締結前交付書面等を書面（紙ベース）で交付している会社、既存顧客には金商法施行前に書面で交付したが施行後は電子交付に切り替えた会社、施行前から電子交付を行っている会社に対応が分かれていた。

(3) 契約締結前交付書面等の交付の際の説明(実質的な説明義務)について

【オフサイト調査結果より】

(単位: %)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
37.9	52.7	33.3	39.2	42.9	59.2	a. 原則として「口頭」で説明している。 (「口頭」と「書面」を併用している場合を含む。併せて、「確認書」を徴求している場合を含む。以下同じ。)
35.8	34.4	34.4	41.2	28.6	30.2	b. 原則として「書面」の交付をもって対応している。 (併せて、「Q&A」等を交付している場合、顧客からの問い合わせに適切に対応できる態勢を整備している場合等を含む。以下同じ。)
9.5	6.5	11.1	9.3	7.1	5.9	c. 来店した顧客には「口頭」で説明し、その他の顧客には原則として「書面」の交付をもって対応している。
9.5	6.5	8.9	6.2	16.1	1.8	d. 顧客の属性などを勘案した上で、「口頭」での説明と「書面」の交付を使い分けている。
7.4		12.2	4.1	5.4	3.0	e. その他

【オフサイト調査時の意見より】

説明程度に明確な基準がない。(投資経験が豊かな人にまで説明を行わなくてはならなかった。取引をしない商品まで説明しなくてはならなかった。他社で同じような説明を聞いた人にも説明を行わなくてはならなかった。)

説明に多くの時間をとられた。

説明記録をどこまで記載すればよいか難しい。

投信委託会社の目論見書が各社各様で、説明時の対応に苦慮した。

顧客の属性の把握が難しい。(顧客の資産等の把握をしようとしても、顧客から個人情報保護法を根拠に開示を拒否された。)

顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的等の把握並びに当該顧客の属性の更新、また当該情報に基づく勧誘態勢を確立するための作業負担が大きかった。

適合性の原則が前面に出すぎて、投資勧誘が難しい。(保守的な商品しか勧められない。投資信託の販売高の減少につながった。適合性の確認に時間がかかった。新規顧客開拓に影響が出た。)

#### 【オンサイト追加調査結果より】

オフサイト調査で「原則として「書面」の交付をもって対応している。」と回答している会社についても、インターネット取引等の場合を除き、契約締結前交付書面等の内容について口頭で説明を行っており、「書面」の交付だけで口頭の説明をまったく行っていない会社はわずかであった。

口頭での説明時間は会社によってバラつきがあるが、商品説明の時間とあわせ、特別会員は1時間～1時間30分程度、会員は新規顧客で30分～1時間程度、株式の取引を従前から行っている顧客で3分～10分程度の時間をかけている会社が多かった。なお、会員においても、投資信託や仕組み債に関しては、1時間程度かけている会社もあった。また、金商法施行直後に比べて、その後、時間を短縮している会社もあった。

契約締結前交付書面等の内容を理解した旨の「確認書」を顧客から受け取っていた会社が多かった。また、「確認書」を受け取っていない会社でも、口頭で顧客から理解した旨の回答をもらっていた会社が多かった。その際、電話の場合に録音をとっている会社も多くあった。

新規顧客と既存顧客で説明時間を変えている会社は多かったが、顧客の属性に応じて説明時間を変えている会社と変えていない会社は半々ぐらいであった。

顧客が同一銘柄の投資信託を買い増す際、省略せずに一体化目論見書等を交付している場合において、再び一体化目論見書等の内容を説明している会社が多かった。なお、その際、説明の程度は変えている会社が多かった。

上場有価証券等書面、契約締結前交付書面を1年経過時に再交付した場合における説明程度をどうするか、検討課題としている会社があった。

説明用マニュアルについては、会員は作成していない会社の方が作成している会社よりも多く、特別会員はほぼ半々であった。中には画一的な対応をとることを回避するため、あえて作成していないとする会社もあった。

インターネット取引においては、調査を行ったすべての会社において、契約締結前交付書面等の内容を理解した旨のボタンをクリックしないと、発注画面に移らないシステムとなっていた。また、WEB上にQ&Aを掲載する等、顧客が内容をより理解できるための工夫を講じている会社が多かった。

#### (4) 迷惑時間勧誘の禁止について

##### 【オフサイト調査時の意見より】

「顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為」が禁止行為となっているが、社会通念に照らして不相当と認められる時間帯の判断が難しい。

##### 【オンサイト追加調査結果より】

具体的な勧誘禁止の時間を決めている会社は少ないが、常識的に対応するよう指示を出している会社は多かった。なお、時間を決めている会社は、夜間は午後8時あるいは9時以降を禁止、朝方は午前8時あるいは9時以前を禁止している会社が多かった。

(5) 広告等規制について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
48.4	51.6	37.4	53.6	58.3	39.5	a. すでに対応を完了させた。
33.2	44.1	35.5	30.9	33.3	53.5	b. 経過期間が設けられているもののなかに対応が完了していないものがあるが、経過期間中に対応を完了させる予定である。
					1.1	c. まだ対応が完了しておらず、経過期間中の対応完了は難しい。
16.6	4.3	24.3	14.5	6.7	5.4	d. 対象となる広告等が存在しない
1.8		2.8	0.9	1.7	0.5	e. その他

【オフサイト調査時の意見より】

広告等規制が幅広く、対応が難しかった(例：セミナー案内、ノベルティグッズ、業務案内)。

広告等規制のレベル感がつかめなかった(具体的な基準がほしい。広告等に関する指針を改訂してほしい。)

広告等規制に適合しているかどうか確認するのに時間がとられたため、一時的に広告等を制限することとなった(ホームページの制限、顧客配付資料の制限)。

他社(投信委託会社、財務省等)作成の広告等は、社内審査不要としてほしい。

【オンサイト追加調査結果より】

広告等については、法令や協会からのQ & Aを基準に広告等規制の対象となるか判断している会社が多いが、対象となるものを幅広く考えている会社が多く、また、顧客の目に触れるものはすべて社内審査の対象としている会社も多かった。

ほとんどの会社で法令どおりの対応ができていたが、リスク文言の文字が著しく小さいと認められる可能性のある広告も一部にあった。

金商法施行前に使用していた資料等は、廃棄処分としている会社が多くみられた。

法令違反行為をおこさないようにするため、自社では広告等は作成しない、あるいは、広告等は一切使用しないという会社も一部にあった。

(6) 業務に関する帳簿書類(旧 法定帳簿)に係るシステム変更、様式変更等について

【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
49.3	62.0	40.6	50.0	63.3	80.0	a. システム変更等の対応が必要である。 (必要であってすでに対応済の場合を含む)
28.6	27.2	26.4	30.9	28.3	14.6	b. システム変更等が必要であるかどうか、現在精査中である (システム委託先からの回答待ちの場合を含む)
0.4	1.1	0.9			0.5	c. システム変更等が必要であるかどうか、把握していない。
17.0	9.8	22.6	16.4	8.3	2.7	d. システム変更等は必要でない。
4.7		9.4	2.7		2.2	e. その他 (当該帳簿書類の作成が必要な業務は行っていない。) 等

(「システム変更等の対応が必要である」会社に対する追加質問 対応進捗状況)

(単位：%)

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
28.6	20.3	37.0	34.5	10.3	31.1	a. すでに完了している。
55.0	59.3	50.0	45.5	74.4	62.2	b. 現在対応中だが、経過期間終了までには完了する予定である。 (システム委託会社からその旨の回答を受けている場合を含む)
14.3	18.6	13.0	20.0	7.7	5.4	c. 現在対応中だが、完了時期は未定である。 (システム委託会社から完了予定時期の回答を受けていない場合を含む)
1.4	1.7			5.1	1.4	d. まだ対応していない (システム委託会社に対応を指示していない場合を含む)
0.7				2.6		e. その他

#### 【オフサイト調査時の意見より】

1年間の経過措置の条件について、「府令に掲げる帳簿書類に準ずる帳簿書類を作成した場合」とされており、対応が困難である。パブリックコメントの回答で、需要申告の申込みが受注と解釈されていることへの対応が難しい。

#### 【オンサイト追加調査結果より】

システム対応については、システム委託会社における対応状況を注視している会社が多かった。なお、システム委託会社の対応スケジュール、対応箇所等の情報がかみかず、困惑している会社も一部にあった。

システム変更を行っている会社にあっても、文言の変更、若干の項目の追加程度であり、大幅な変更は行っていない会社がほとんどであった（「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」に受注金額及び約定金額等を追加、「取引日記帳」に自己又は委託の区分を追加など）。

現在使用中の帳票において、自己又は委託の別の記載（注文伝票）受注日時及び約定日時の記載（注文伝票）約定年及び受渡年の記載（取引日記帳、顧客勘定元帳、トレーディング商品勘定元帳）相手方の氏名又は名称の記載（取引日記帳）信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料の記載（顧客勘定元帳）が、それぞれ行われていないものが一部にあった。また、顧客から投資信託を買い取る場合において、「委託」として帳簿書類上整理し、当該取引がトレーディング商品勘定元帳に記載されていないものが一部にあった。

一度改訂を行っている会社についても、必要に応じ追加改訂を行うこととしている会社がほとんどであり、まだ改訂を行っていないところも含めて、最終的な改訂完了は平成20年6月～9月を予定としているところが多かった。

#### （7）取引報告書等（契約締結時等交付書面）の対応について

#### 【オンサイト追加調査結果より】

取引報告書について、会員においては、手数料の計算方法に係る記載を追加する程度の改訂を行った会社が多いが、特別会員においては、自己又は委託の別、顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法、取引の種類、現金取引又は信用取引の別など、記載の追加が多岐にわたっていた。

3. 顧客の反応等（協会員に寄せられたもの）

（1）顧客の反応について

【オフサイト調査結果より】

（単位：％）

会員 (277社)	(会員の資本金別集計)				特別会員 (185社)	回答項目
	リテール (93社)	5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
6.9	10.8	6.5	5.5	10.0	7.6	a. 良い反応が多く、顧客からの苦情（不満）はほとんどない。
6.9	14.0	2.8	7.3	13.3	23.2	b. 良い反応も多いが、顧客からの苦情（不満）も多く、ほぼ半々である。 (少なからず顧客から「苦情（不満）」が寄せられた場合を含む。)
9.0	17.2	4.7	9.1	16.7	20.5	c. 良い反応は少なく、顧客からの苦情（不満）が多い。
66.8	57.0	68.2	72.7	53.3	42.2	d. 顧客からの反応はあまりない。 (顧客からの「質問」、「問い合わせ」のみの反応であった場合を含む。)
10.5	1.1	17.8	5.5	6.7	6.5	e. その他 (顧客が適格機関投資家のみ) 等

【オンサイト追加調査結果より】

顧客からの良い反応を聞いた会社にとっては、商品説明、リスク説明、手数料の説明を十分にしてもらえるのはありがたい、また、説明ぶりが丁寧になってありがたい、理解したかどうか確認していただけるのはありがたい、との顧客の声が多かった。

(「顧客からの苦情(不満)があった」会社に対しての追加質問

苦情(不満)の内容)

(単位: %)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
15.2	16.1	18.6	18.3	11.4	1.8	a. 契約締結前交付書面等の交付に関し、大量の書面が顧客に送付されたことについて
9.4	8.9	4.7	6.7	13.6	0.9	b. 複数の金融商品取引業者から、重複して契約締結前交付書面等が送付されたことについて
12.0	12.9	18.6	10.0	10.2	1.4	c. 投資経験、直近の取引等の有無にかかわらず、突然、顧客に契約締結前交付書面等が送付されたことについて
11.0	12.1	11.6	8.3	12.5	2.3	d. 契約締結前交付書面等の内容について(わかりづらい等)
3.7	3.2	4.7	3.3	3.4	3.7	e. 目論見書の内容について(記載量が多い、わかりづらい等)
8.4	7.3	2.3	11.7	9.1	13.8	f. 顧客の意思にかかわらず、契約締結前交付書面等に係る説明が行われたことについて
6.8	7.3	2.3	8.3	8.0	22.6	g. 顧客カードの整備に伴い、顧客の属性に対する質問が行われたことについて(顧客の資産状況等)
0.5			1.7		0.5	h. 顧客の意思にかかわらず、特定投資家制度に関し、「一般投資家に移行の申出ができる」旨の告知が行われたことについて
13.1	16.9	16.3	16.7	9.1	37.8	i. 新たな取引を行う際、手続きに時間がかかることについて (「説明が長い」、「記入する書面が多い」を含む。)
4.2	2.4		5.0	5.7	2.3	j. インターネットでの注文受託を規制したことについて
2.6	2.4	2.3	3.3	2.3	4.1	k. 広告等が見づらくなったことについて
4.2	4.8		1.7	8.0	6.9	l. 当社の対応が他社の対応と違っていることについて
8.9	5.6	18.6	5.0	6.8	1.8	m. その他 (金商法施行前に申し込めた商品が申し込めなくなった) (個人向け国債の契約締結前交付書面にリスクに係る記載があることについて)等

#### 4. 協会の反応等

##### (1) 準備期間について

##### 【オフサイト調査結果より】

(単位：%)

会員 (277社)	リテール (93社)	(会員の資本金別集計)			特別会員 (185社)	回答項目
		5億未満 (107社)	50億未満 (110社)	50億超 (60社)		
2.5	1.1	3.7	1.8	1.7	1.1	a.十分にあった。
47.7	37.6	57.9	41.8	40.0	37.3	b.あまりなかったが、準備に支障がでる程度ではなかった。
46.6	60.2	32.7	54.5	56.7	57.8	c.足らなかったため、準備に無理が生じた。
1.8		2.8	0.9	1.7	3.2	d.まったく足らなかったため、準備に大きな支障が生じた。
1.4	1.1	2.8	0.9		0.5	e.その他 (業務を廃止するため対応の必要がない) 等

##### 【オフサイト調査時の意見より】

対応のための準備期間がなかったため、インターネット取引を一部制限しなくてはならなくなった。

##### 【オンサイト追加調査結果より】

短かった準備期間に対して、担当者の時間外労働、休日勤務、派遣社員の採用、委託業者への追加費用負担等で対応したとする会社が多かった。中でも契約締結前交付書面等の作成を間に合わせるのが大変であったとする会社が多かった。

##### (2) 「金融商品取引法の疑問に答えます」(金融庁、平成20年2月21日)の公表を受けた対応について

##### 【オンサイト追加調査結果より】

公表文書だけをもって直ちに対応を変えようとする会社はないものの、Q & Aの改訂や社内での意見等も踏まえ、対応に係る事務フローの改訂を検討したいとする会社はあった。

(3) その他対応で苦労した点について

【オフサイト調査時の意見より】

対応費用が膨大にかかった。(例：システム改訂費用、印刷費用、郵送費用)

施行が決算期末と重なったこともあり、金商法対応用の人員の確保が困難であった。

各種の書面・帳票を差替えなくてはならなかった。

みなし登録の対応が困難だった。(協会の手引きによる提出スケジュールに合わせるのが大変。申請モデルが出るのが遅い。手続きが煩雑。登録書類の記載方法や添付書類に不明な点が多かった。少人数の業者にとって負荷がかかる。)

外資系業者にとって対応が困難なものがあった(例：みなし登録関係。金商法の英訳版がない。英訳をしている時間がない。上場有価証券等書面の英訳版を作成するのが大変。)

日証協、投信協、投資顧問協等から業種別に通知がくる。(各協会の対応が違う。まとめてほしい。)

特定店頭デリバティブと金融先物取引で、日証協と金先協から異なる外務員資格を取らなければならない。(資格を一本化してほしい。)

商品先物取引が金商法の適用除外となった為、同時に改正された商品取引所法にも対応する必要が生じた。

外務員資格等の試験が中断された。

金銭及び有価証券の区分管理において、店頭金融先物取引とその他のデリバティブ取引が混在する可能性があるため、店頭金融先物取引のみを区分管理するのは困難であった。

金商法施行下における「少人数私募債」の要件について明確でない。

平成20年3月期の事業報告書に関して、金商法の施行前に遡って、金商法対応の商品の売買高の開示を求めることは、会社の負担が大きい。

金商法施行後、様々なアンケート調査依頼がきて、対応が大変だった。

金商法施行に係る一般投資家へのPRが少なかったと思われ、顧客の金商法への認識度が低かった。

以 上